

令和4年5月19日

一般財団法人 札幌市住宅管理公社

公社発注工事の法定外の労災保険の付保について

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第35号）において、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（以下「法定外の労災保険」という。）の保険料を予定価格へ反映することが発注者等の責務として位置づけられたことを踏まえ、公社発注工事における取扱いについて下記のとおり定めましたので、お知らせいたします。

記

①保険の概要

法定外の労災保険は、業務上又は通勤途上での災害により死亡、重度の身体障害、傷病の状態にある場合、国の労働者災害補償保険（労災保険）の給付に上乗せして共済金を給付する補償制度です。

②対象工事

設計金額が250万円を超える工事

③特記仕様書への明示

対象工事の特記仕様書に法定外の労災保険の付保について明示します。

④法定外の労災保険の保険料の予定価格への反映

対象工事の現場管理費に計上します。

⑤保険付保の確認方法

保険証券の写し等を監督員へ提出していただきます。

※保険契約に定める保険金額の多寡や特約の有無等の契約内容は問わず、保険契約の事実のみを確認します。

⑥適用日

令和4年4月7日以降の公告・指名（見積）通知案件より適用します。

⑦その他

小額工事（設計金額が250万円以下の工事）についても、④と同様に現場管理費に計上します。